

## 医療計画作成要領

### 1 県計画

#### (1) 記載項目

- ア 県計画の構成、作成項目に関連する事項、主な見直し点、健康福祉部担当課は別紙 1 のとおりとする。
- イ 県計画においては、県全体の体系図を記載する。体系図を変更し、医療機関名の更新が必要な項目を設定する場合は、可能な限り愛知県医療機能情報公表システムから情報収集可能なものとする。
- ウ 基準病床数については、患者一日実態調査に基づき作成することとし、作成時期は原案修正時（(5)オ参照）とする。

#### (2) 記載様式

標準的記載様式は別紙 2 のとおりとする。

#### (3) 目標の設定

- ア 計画期間の終期を目途に、5 疾病（がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病及び精神疾患）5 事業（救急医療、災害医療、周産期医療、小児医療及びへき地医療）及び在宅医療、その他特に必要と認める医療について、数値目標を定める。
- イ 具体的には、厚生労働省が示す現状把握指標等を参考に目標を定める（個別計画との整合性にも留意）。

#### (4) 調査

- ア 患者一日実態調査  
基準病床数算定のため、県内医療機関の入院患者の受療動向を調査する。
- イ その他  
県内医療機関の医療機能について基礎的な情報を得るため、愛知県医療機能情報システム（あいち医療情報ネット）及び病床機能報告結果を活用する。

#### (5) 作成手順

- ア たたき台  
別紙 1 の健康福祉部担当課において、愛知県医療機能情報システム等の結果を踏まえ、現状及び課題を分析し、「たたき台」を作成することとし、医療福祉計画課においてとりまとめる。
- イ 素案  
「たたき台」について医療体制部会の意見を聴き、その意見に基づき修正を加え「素案」を作成する。
- ウ 試案  
「素案」について県財政当局、関係機関等及び医療体制部会の意見を聴き、その意見に基づき修正を加え「試案」を作成する。
- エ 原案
  - (ア) 「試案」について医療審議会に諮り、必要な修正を加えて「原案」を作成する。
  - (イ) 「原案」により、法定の手続である市町村及び三師会（公益社団法人愛知県医師会、一般社団法人愛知県歯科医師会、一般社団法人愛知県薬剤師会）及び愛知県保険者協議会へ意見聴取を行うとともに、パブリッ

クコメントを実施する。

(ウ) それらの意見に基づき、「原案」を修正する。

オ 案

修正した「原案」について医療体制部会の意見を聴き、その意見に基づき修正を加え「案」を作成する。

カ 公示

医療審議会に諮り、修正を加えた上で、答申を経て公示する。

## 2 医療圏計画

### (1) 記載方針

ア 医療圏計画は2次医療圏を単位に県計画を踏まえ作成する。

イ 医療圏計画の体系図の作成に当たっては、次の事項に注意すること。

(ア) 体系図は県計画を基本に、地域の実情を踏まえて作成すること。

a 医療機能ごとに、医療圏において専門医療を担う病院（センター）を明らかにする。

b 医療機能ごとに、一般医療を担う病院・診療所を明らかにする（医療機能によっては、専門医療と一般医療とを繋ぐ、いわゆるサテライト病院を明らかにする。）。

c 医療機能によって必要な場合は、地域の福祉施設、福祉サービス等との連携を明らかにする。

(イ) 県計画と異なる体系図を作成するに当たっては、医療機関名を1年に1回は更新することを踏まえ、医療機関名の変更が必要な項目については、医療機能情報公表システムで把握できるもの、又は保健所独自に調査が可能な範囲とする。

(ウ) 医療機関名は別表記載とする。

ウ なお、健康福祉部各課は、県計画作成担当区分に応じて、医療圏計画の策定において必要な助言及び支援を行う。

### (2) 作成項目

医療圏計画の作成項目は、次のとおりとする。

ア 地域の概況

イ 機能を考慮した医療提供施設の整備目標

がん対策、脳卒中对策、心筋梗塞等の心血管疾患対策、糖尿病対策、精神保健医療対策、歯科保健医療対策

ウ 救急医療対策

エ 災害医療対策

オ 周産期医療対策

カ 小児医療対策

キ へき地保健医療対策

ク 在宅医療対策

ケ 病診連携等推進対策

コ 高齢者保健医療福祉対策

サ 薬局の機能強化等推進対策

シ その他地域の状況に応じて特筆すべき事項

### (3) 作成項目における主な留意点

- ア 機能を考慮した医療提供施設の整備目標  
圏域内における医療体制について具体的に記載する。
- イ 救急医療対策  
圏域内における救急医療体制について具体的に記載する。
- ウ 災害医療対策  
圏域内における災害医療体制について具体的に記載する。
- エ 周産期医療対策  
圏域内における周産期医療体制について具体的に記載する。
- オ 小児医療対策  
圏域内における小児医療体制について具体的に記載する。
- カ へき地保健医療対策  
区域内における医療確保対策等について具体的に記載する。
- キ 在宅医療対策  
市町村や医療関係団体における取組（今後取り組む予定のものを含む。）  
を踏まえ、圏域内における在宅医療対策について具体的に記載する。
- ク 病診連携等推進対策  
圏域内における病診連携等推進対策について具体的に記載する。
- ケ 高齢者保健医療福祉対策  
圏域内における高齢者の保健医療福祉対策について具体的に記載する。
- コ 薬局の機能強化等推進対策  
圏域内における薬局の機能強化等の推進対策について具体的に記載する。
- サ その他地域の状況に応じて特筆すべき事項  
地域の特性により実施される予定の施策について具体的に記載する。

#### (4) 作成手順

- ア 医療圏計画策定委員会  
医療圏計画の案を検討するため、圏域会議及び策定委員会を開催する。ただし、その開催回数は予算の範囲内とし、進行状況に応じて設定する。
  - (ア) 策定委員会の委員は6人程度とし、圏域会議の委員の属する団体の役職員等の中から基幹的保健所長及び西尾保健所長が選出する。
  - (イ) 委員長は、委員の互選により選出する。
  - (ウ) 策定委員会は、委員長が招集し、議長となる。
  - (エ) 特定の分野を検討するため、医療福祉計画課と協議した上で、委員とは別に関係者の参加を求めることができる。
  - (オ) 策定委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。
- イ 作成の流れ
  - (ア) 事務局（基幹的保健所及び西尾保健所。以下同じ。）は、県計画見直しポイントなどを策定委員会で説明する。
  - (イ) 事務局は、医療福祉計画課の提供する全国共通指標の医療圏ごとのデータを分析し、課題の抽出を行う。
- ウ 事務局は、別紙3の標準的記載様式により「たたき台」を作成する。
  - (ア) 「たたき台」の作成に当たっては、関係団体等と十分な調整を行うこと。
  - (イ) 医療圏計画は県の計画であることから、県内統一的、広域的観点から

の調整が必要な場合もあるので、「たたき台」の作成に当たっては、随時、医療福祉計画課と協議すること。

エ 事務局は、作成した「たたき台」を策定委員会の意見に基づき修正を加え、「素案」を作成する。

オ 「素案」については、策定委員会の意見に基づき修正を加え「試案」とし、圏域会議の意見に基づき修正を加え「原案」とした上で、平成29年8月31日までに医療福祉計画課へ提出する。

提出された「原案」については、県財政当局、所管課室の意見も聴き、医療福祉計画課において修正できるものとする。

カ 医療福祉計画課において、各医療圏の「原案」を取りまとめ、医療体制部会、医療審議会に諮り、その意見に基づき修正を加えた上で、法定の手続である市町村、三師会（公益社団法人愛知県医師会、一般社団法人愛知県歯科医師会、一般社団法人愛知県薬剤師会）及び愛知県保険者協議会へ意見聴取を行うとともに、パブリックコメントを実施する。

キ 事務局では、それらの意見を踏まえ「原案」の修正を行い、修正した「原案」を策定委員会の意見に基づき修正を加えた上で圏域会議に諮る。

ク 修正した「原案」については、圏域会議の意見に基づき修正を加えた上で、「案」として平成30年2月15日までに医療福祉計画課へ提出する。

ケ 医療福祉計画課において、各圏域の「案」を取りまとめ、医療体制部会、医療審議会に諮り、修正を加えた上で、答申を経て公示する。

### 3 作成に係る一般的留意事項

- (1) 計画の作成に当たってはデータを分析し、また、一定の事実から結論を導く場合は、その分析手法及びデータの出自を明確にし、希望的な推論が混在しないようにすること。
- (2) 全国共通指標から見た課題については、本文中に織り込むこと。
- (3) 医療圏計画において県計画に用いられているデータと同じ項目を使用する場合は、県計画と同じ時点とする。
- (4) 業界用語的に使用され、一般的に慣用されていない概念、用語等（特に施設、組織、事業名等に注意）は原則として使用しないこと。やむを得ず使用する場合は、用語の解説を付すこと。
- (5) 計画に記載する数値は、把握できる最新の数値を用いること。人口については、当面、平成28年10月1日現在とする。
- (6) 病院名を記載する時は、現行計画224ページの病院の略称に注意すること。また、指定年月日順等の理由がない限り、病院名簿における順番とすること。
- (7) 医療機関名の更新に留意し、記載する内容については時点を明確にすること。
- (8) 体系図に記載する医療機関名は別表とし、ホームページ上で最新の情報を提供していく。
- (9) 行政機関の新たな財政負担を招く等行政施策遂行に影響を与える内容は記載しないこと。
- (10) 古い法令改正や制度改正の記述、既に解決している課題が残っているものについては見直しをすること。
- (11) 行政の内部的な事項の記述について見直すこと。